

あらうと思ふ、其れ故この方面の傳統も頗る疑はしく思ふのである、

是に於て、仁清の彩畫術は仁清自身が發明したのでは無からうかといふ疑も生じる、かの嵯峨人形は當時作り始められたといはれてゐる、その人形の彩色法と仁清の彩畫とは似通つた點がある、或は双方の用ゐた繪の具も同じものでは有るまいか、仁清がこの繪の具を以て試み始めたものではあるまいかとも思はれるのである、但し是は何等の典據も無い一片の想像たるに過ぎない、

そはともかくも、仁清が日本式彩畫を陶器に施した時代は、やがて小堀遠州侯が日本陶器を獎勵した時代で、光琳が出た時代で、我が風俗繪が始まつた時代で、また耶蘇教海外交通などの禁令がやましくなつたも此時代で、鄭成功等が援を乞うたのも此時代である、根柢となつて流れてゐた當時の時代思潮が、是等の間に窺はれるやうに思ふ。

朝鮮史の葉 (第六回、完結)

文學士 今 西 龍

増補文献備考は東國文献備考を李王隆熙二年に増補改編して改稱せるものなり、二百五十卷の中興地考は卷十三より卷三十九まで二十七卷を占め英祖王朝第一次の編になりし十三考の一なる興地考に正祖王代に成りし宮室考を加へ正祖及隆熙年間の兩度に増續せるものなり、歴代國界、郡縣沿革、山川、道里、關防城郭海防海路に分北間島疆界、西間島疆界、宮室の諸條を記述す、李朝の地理を攻究するには勝覽と共に必要の書なり、但し其記事には往々誤謬あり、近時の活印本あり、(五十一册)

宣和奉使高麗圖經は宋徽宗皇帝の宣和年間に高麗に使せし使節の一行に徐競なるものありて歸國後其見聞を圖にし之に説明(經)を加へて皇帝に奉りし書なるが圖は靖康の變に亡び文のみ流布して宋代より刊本あり明代に重刊せられ朝鮮にも早く

より刊本ありしが乾隆年間に至り鮑廷博の知不足齋叢書に收めらるゝに及び廣く世に知らるゝに至り、其書四十卷あるも圖を失へるを以て實量に於ては三四卷にすぎず、此書は高麗中頃の民情文化を知るに必要のものなるが、其地誌に關する主要なる條項は城邑門關官殿海道の諸條にして海道の條は宋高麗の航路を記して詳なり、說郭にも本書を收むれども海道の條を抄録せしものにすぎず朝鮮古書刊行會の活字本あり、

八域志は正祖王頃李重煥といふ人の著はせしものにして四民總論、八道總論、八道各論、卜居總論、地理、生利、賀遷、人心、山水、名山、名利海山、四郡山水、江居、溪居、四民總論(再)の諸題に分ちて論述せる朝鮮地理書の名著なり、讀みて益する所多し、此書に種々の名稱あること既記の如し、朝鮮古書刊行會の活字本あり

邑誌に就きては一々之を解説すること難きを以

て其三京誌に就てのみ説かんとす

東京雜記は新羅の故都にして高麗の東京たりし慶尙道慶州府の地誌にして府の舊志に本づき李朝顯宗王十一年庚戌府使閔周冕が進士李琛金準を纂集都監として纂補し刊行せるものなり、輿地勝覽を主として三國史記三國遺事高麗史東史纂要等と府の官文書等とを重なる資料として編せるものなり、目を分つこと五十、分て三卷とす

本書が書籍の記事を纂録するに重きを置き實查の記事を缺き郷人の諺傳俚俗の口碑を採取するに務めざりしは惜むべしと雖新羅故都の研究には必要の書なりとす、肅宗王三十八年壬辰に至り慶州府尹權以鎮本書の誤謬を指摘し刊誤一卷を著はせり増補文獻備考は之を誤傳して本書を權以鎮の編となせるは非なり、本書は其後若干枚を補刻せる冊板今尙ほ慶州に有り、古書刊行會活字本あり、光文會活字本あり、光文會本には權氏の刊誤をも附

せり此本を可とす

中京志は高麗の故都開城府の地誌なり、仁祖王二十六年戊子府の留守金瑒時の遺老曹臣俊の松都雜記に勝覽の所載を撫りて松都誌を編して刊行せしを肅宗王二十六年府の留守李塾之を増續し上下二卷とし英祖王三十三年丁丑留守吳遂采其後に起りし事實を増續して松都續誌を編せり、其後或は補遺を作り或は續編を作るものありしが純祖王二十四年留守金履載なるもの諸編を會通し一部五卷の書とし中京誌と改題し改刊を企て其事王の三十年庚寅に成れり、今世上に流布するは哲宗王末年の刊本にして十一卷あり、卷外に地圖と宋の徐兢の地理説とを收む、第一卷高麗紀年國朝記事第二卷疆域より卷十一麗陵參奉に至るまで題を分つこと五十なり、本書は輿地勝覽の記事の如きは直に之を轉載して其實地を精査せず机上の編纂にのみ止まるものありと雖是れ朝鮮の地方誌に普通なる

弊にして本書にのみ責むべからざるものなり、本書は高麗朝文物の研究には缺くべからざる書なり古書刊行會の活字本あり

平壤志は或は西京誌とも稱す、高句麗の都城にして王氏高麗の西京たる平壤府の地誌なり、正編九卷續編五卷外に補續あり、正編は宣祖王萬曆十八年庚寅即文祿役に先つと二年朝鮮の名臣にして學者たりし尹斗壽の撰したるものなり、支那地方誌の定例に従て記述せるを以て姓氏の題目を缺けるは朝鮮の地誌として一異例なり、現存する地方誌中其編纂年代の最も古きものなるべく、一名著なるも詩文の羅列九卷中の四卷を占めたるは偏せりといふべし、平壤の研究には本書の必要なる事を俟たざる也、續編五卷は英祖王初年に尹斗壽の後孫尹游なる人觀察使として府に來任し之を編せり、正編と共に併せ見るべし、余が見し刊本は正編續編共に憲宗王三年丁酉平壤府にて重刊せし

ものにして此時續添せる事項あり

朝鮮學者の古代地理の考證研究の變遷を尋ぬるに王氏高麗時代に於て金富軾の如き王氏高麗をして新羅朝を繼承するものとの意見を抱くが如く認めらるゝ人は高氏高句麗の故地の明ならざるものは之を強て或る地に推定せざりしと雖之を高氏高句麗を繼承するものなりとの意見を抱く人は其後に至り高句麗の故地を盡く王氏高麗の領土内に在りと推定立説するに至りしが如し、但し金富軾等が高句麗の故地の不明なるものを不明なるがまゝにして顧みざりしは其反高句麗的感情より故意に出でたるにあらずしてたゞ其攻究的感興を起すに至らざりしが故のみ、金富軾等が新羅貴族系の人なるに對して後者は非新羅系の家門の人々なりしならんか、前者は説を立てざりしを以て後者の説はやがて定説となりしが如し、李朝の地理學者に至りては之を古傳説の正しきものと認め終に之を

官撰地理書に著録するに至れり、然るに麗末に至り元帝國の統轄力の弛むに乘じ朝鮮は野人を征して地を東北に拓し李朝に至り豆滿江を界とせんとするに當り李朝は古所有の因縁を以て境界を劃し得べきものとし高麗の尹璠の征服地の如きは遠く豆滿江外に及びしと立説せしが是れまた官撰地理誌に著録さるゝに至れり、されば官撰地理志は西北に於ては江外のものをも江内にありとし東北に於ては江内のものも江外にありと記する奇觀を呈せり、燕山後半島には經學のみ行はれて古地理に就て研究するものなかりしも、宜祖王の末頃より地理を研究し歴史を論ずる學者漸く多く歴史地理研究の氣風起れり、之を代表するものは肅宗王代の李瀾(星湖)とす、李瀾の説は僞説類選地理門を見るべし、僞説類選は古書刊行會にて刊行せる本あり、李瀾の説には尙ほ淺薄なるものあり、此時代は朝鮮に於ては清朝反抗の精神熾盛にして彼等の

注意は西北にあり、終に朝鮮古地を鴨綠江北の清領土にありしとし此地本我に屬せしなりと憤慨するに至れり、李瀛の學風を受け更に古代地理を研究し進歩せしは彼に師事せし安鼎福なり其説は其著せし東史綱目の註及其文集順庵集中に載す、而して李瀛と代を異にせるも其學風を慕て憤起せるは丁若鏞にして其説は有名なる我邦疆域考となれり、丁若鏞と同時に柳得恭あり四郡志を著はし韓鎮書あり海東繹史續地誌を著はせり、共に正祖より純祖時代に亘るの人なり、而して特に注意すべきはこれより少しく先だちて英祖王代に文献備考輿地考の成りしこととす、丁若鏞等の著書が文献備考の説の影響を受けしは少々ならざりしなり、然り而して前記諸書の説が一家言にすぎざるものなることは注意すべし、其書の説の批判は近來日本學者に於て試みられたり、前に記せし日本刊行の雜誌及研究報告に就て見るべし、

東國文献備考は早くより我國に傳はりしを以て明治年代の朝鮮古代地理を論ずるもの此書の説より影響を受け此書の説先入して判斷を誤らしめし事なきにあらず、丁若鏞は正祖王代に官承旨に至りしが純祖王元年党禍に罹り天主教徒なりと誣せられ地方に配流せられ久しく流處にありて多くの著述をなせる學者にして我邦疆域考は其一名著なり、李太王光武七年^{明治三十六年}此書を増補し大韓疆域考と改題し京城にて刊行せしより廣く世に流布せり但し其増補は蛇足なり、柳得恭も亦正祖代の學者にして四郡志は漢の置きし樂浪玄菟臨屯眞蕃及帶方に關する文献を類聚し之に其按説を加へたるものなり、四郡の研究には一讀を要するものなり、古書刊行會にて刊行せり、韓鎮書は有名なる海東繹史の編者にして柳得恭の友なる韓大淵の姪なり鎮書は叔父の意をつぎて此書を編し其成れるは純祖王二十三年癸未にあり、十五卷ありて朝鮮の古

地理に關する書誌の記事を輯しこれに按文を附し甚だ便利なるものなれども其按文中に柳得恭の説を剽竊せるにはあらざるかと思はしむるものあり

地圖に就て青邱圖大東輿地圖を解説せんとす、

青邱圖は二冊あり、寫本を以て行はる、青邱は朝鮮の雅名なり、純祖王三十四年甲午金浩然の撰みしものにして正祖王十五年辛亥に王命ありし按線表の法によりて作圖せしものなり、大東輿地圖は青邱圖の類を校訂し哲宗王十二年辛酉刊行せるものにして二十二幅あり、山川の位置正しく記名正確なれども道路は兩重要地間を直線を以て其所在を示し點を附して里數を示せるを以て其實を失せる部分あり、朝鮮舊地圖中の第一と稱すべきものにして賞嘆すべし、陸地測量部五萬分一圖或は二萬五千分一圖と併せ見るべし

以上地理研究の參攷書につきて大体を記せり、之を以て本章の終りとす、但し「朝鮮史の槩」は

之を完結せんとせば尙ほ數章を要すべく僅に第二章地誌類を以て終るべきにあらざれども種々の關係上こゝに擲筆することゝなせり

烟草の傳來に就て

文學士 川島元次郎

烟草の傳來に就て纏まつた史料は大日本史料第十二編之三慶長十年是歳の條に『是より先き烟草渡來し、是に至りて頗る行はる』といふ項に頗る能く網羅されてある、傳來の初めに就ては當代記創業記考異、歷代參考、相良家年代記、溫故年表、與富士物語、翁草等は慶長九年或は十年の頃とし、異本塔寺長帳、長崎古今集覽、長澤聞書等は慶長四年或は五年の頃となつて居る、一説に頗る早い時代に渡來したといふ説もある、崎陽古今物語に依れば永祿七年の頃と推定せられ、落穂集追加に依れば天正年中となるのである、三省錄は文